

1. 支援の対象について

1) 資格や受講

<受験>

質問		回答	
Q1	対象とならない資格試験・受験はありますか。	A1	特にありません。

<資格登録料>

質問		回答	
Q1	資格登録料のみの申請は、対象となりますか。	A1	<p>対象となりません。 受検料と一緒に申請の場合は、対象となります。 ※例外として、同じ年度内で受験料申請がある場合は、対象となります。</p> <p>例) 2023年度申請期間【2023年4月1日から2024年3月31日】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一回目申請 2023年6月資格受験料申請 ・二回目申請 2023年9月資格登録料申請 <p>上記の場合には、資格登録料のみの申請でも、対象となります。</p>
Q2	「宅地建物取引士」【不動産適正取引推進機構】宅建士交付申請手数料4,500円は対象となりますか。	A2	<p>対象となりません。 交付手数料は、従事する為に必要ですが、交付されなくても資格が剥奪されることは、ないからです。 受験料8,200円、※資格登録手数料37,000円が対象となります。 (※A1に基づき、同じ年度内に申請された場合に限る)</p>

<受講>

質問		回答	
Q1	対象とならない受講はありますか。	A1	取得した資格の更新のための受講は、対象となりません。
Q2	スポーツジム（フィットネスクラブ等）で開催する有料プログラムは、対象となりますか。	A2	<p>トレーナーまたはコーチなど、指導者が伴うレッスンのみ対象になります。 申請の際は、トレーナー（指導者）が開催しているレッスンであることが証明できるもの、レッスンスケジュール表などを、ご用意ご提出ください。</p>
Q3	月に回数券で自由に通うスポーツジムは、対象となりますか。	A3	対象となりません。 ※<受講> A2を参照
Q4	スポーツジム、テニスコート等のスポーツ関連施設の施設利用料は、対象となりますか。	A4	自己啓発支援制度は、「学び」に対して補助する制度です。指導を伴わない施設利用料については、対象としていません。

<会社補助>

質問		回答	
Q1	会社補助とは、どのようなものですか。	A1	<p>組合以外の会社から補助がある補助金のことをいいます。 ※「グロービス学び放題」「Udemy Business」は、会社補助にあたいします。</p>
Q2		A2	

<教材費>

質問		回答	
Q1	カルチャースクール（生け花やパン教室）のお花代やパン材料費は、支援制度の対象となりますか。	A1	<p>対象となります。 教材（材料）がないと受講出来ないため ➡領収書が、受講料と材料費別の場合も支援の対象となります。</p>

<書籍・テキスト代>

質問		回答	
Q1	テキスト代みの申請は出来ますか。	A1	<p>対象となりません。 受講に必要なテキストと受講料の組み合わせの申請が対象となります。</p> <p>労働組合HPの【2023年度からの三越伊勢丹グループ労働組合の自己啓発支援制度 概要および申請方法】の対象を参照。 ・テキスト代（購入しないと受験・受講出来ない場合のみ、対象）</p>

Q2	参考書代、問題集は、支援制度の対象となりますか。	A2	対象となりません。※ <テキスト代> A1を参照
----	--------------------------	----	---------------------------------------

2) 申請書類について

<添付書類>

質問		回答	
Q1	申請書に【資格名】【講座名】と領収書と同じ金額が確認できる資料がない場合は、どうしたらいいですか。	A1	インターネットで検索し、受験や講座名、領収書と同じ金額が確認出来る資料の提出をお願いします。他には、団体（協会等）やりとりのメール文コピーも、申請可能となります。
Q2	講座のキャンペーン割引を使用したか、講座のホームページに金額の記載がない場合はどのようにしたらいいですか。	A2	領収書金額の内訳がわかる資料が必ず必要となる為 、キャンペーン割引の金額を資料に 手書き で記入ください。
Q3	英会話の受講代が21,000円です。資料には1回のレッスン代5,000円の記載のみとなっています。この場合はどのようにしたらいいですか。	A3	例) 英会話レッスン代 21,000円 (領収書金額) 但書: 1回 5,000円×4回分 = 20,000円 入会金 1,000円 ※但書にこちらが記入ない場合、資料へご自身で 手書き 記入ください。

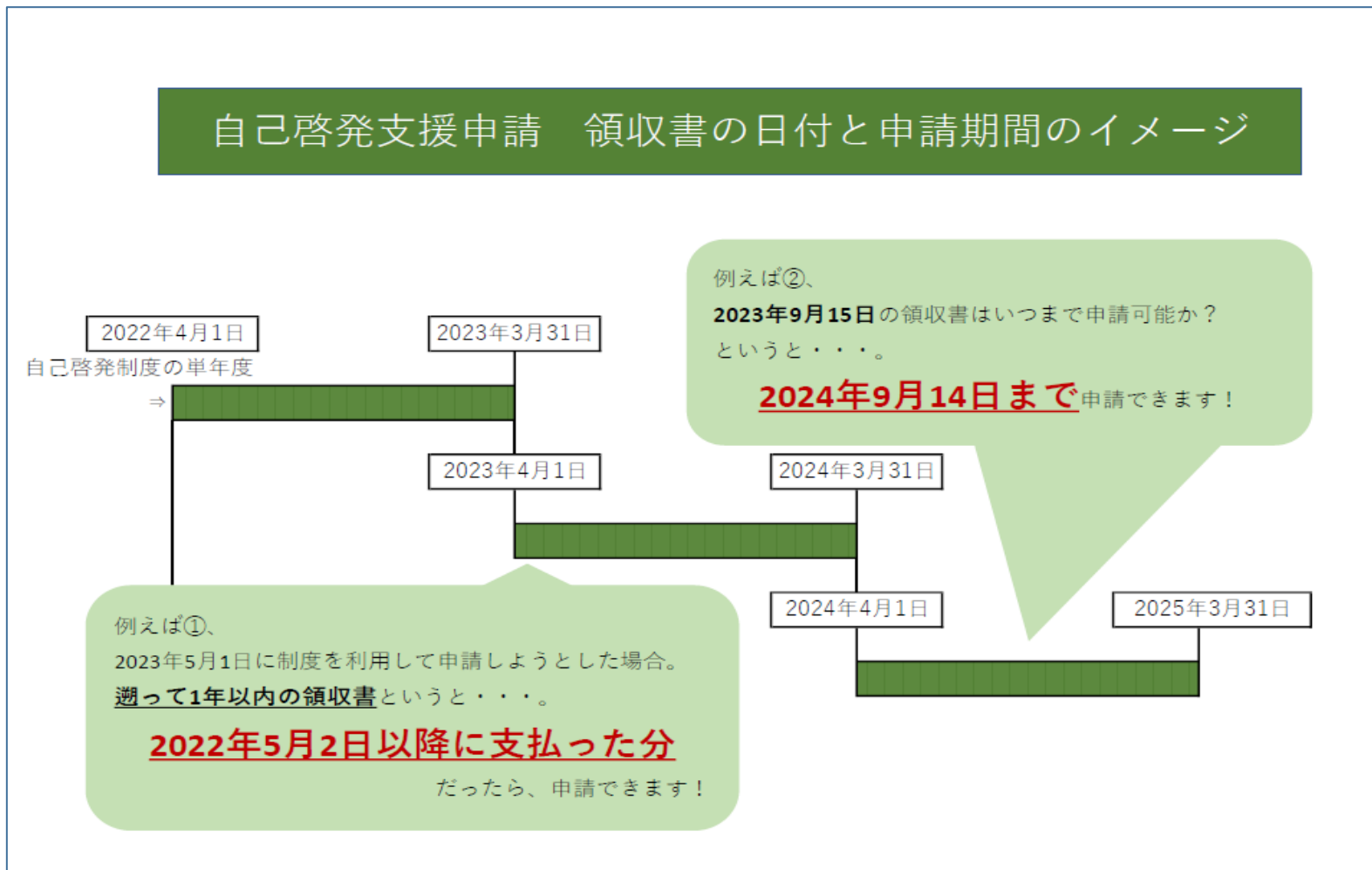
<領収書>

質問		回答	
Q1	現金支払いの領収書に収入印紙（割印）が必要な金額はいくらですか。 ※銀行口座引落しも、現金支払いとなります。	A1	50,000円以上 です。団体へ依頼してください。 ※収入印紙（割印）貼付がないと受けつけることが出来ません。
Q2	クレジットカード支払いで領収書に収入印紙は必要ですか。	A2	必要ありません。現金支払いのみ必要です。 ※必ず但し書きに「クレジットカード支払い」と記載が必要となります。
Q3	クレジットカード支払いで領収書が出ない場合は、どうしたらいいですか。	A3	発行していただける場合がありますので、 まずは団体（受講先）へ領収書発行依頼をしてください。 それでも入手が難しかった場合には、本人・振込先・支払金額がわかるクレジットカード利用明細書（コピー可）をWEB検索し全ページ印刷してご提出ください。 明細書を印刷する際、利用者の名前と支払い金額が分かるように、とりまとめてください。（トリミング加工等は不可） また個人情報の観点から、必要事項以外を黒く塗りつぶした状態でのご提出にご協力ください。
Q4	ネットバンキング支払いで取引記録は、領収書の代わりになりますか。	A4	基本は、領収書原本が必要となります。ご本人から申込団体へ領収書を依頼し、どうしても出ない場合は、 取引記録 で対応します。 ※氏名・日付・金額・支払先名の記載のあるもの
Q5	振込用紙である「ご利用明細書」や「払込受領証」は領収書の代わりになりますか。	A5	はい。「ご利用明細」・「払込受領証」で受付可能です。 「ご利用明細」・「払込受領証」も「領収書」と同様、宛名・金額・振込先名の掲載がありますので、領収書の代わりとなります。 （記載なしの場合不可） ※必ず原本をご提出ください。
Q6	「ご利用明細書」原本は、支払の証明として研修先に提出義務があったため、手元にはコピーしかありません。どうしたらいいですか。	A6	【特別案件】本来は原本のみで対応となりますが、提出義務による原本がない場合にはコピーの「ご利用明細書」で受付可能です。 ただし、「研修先への支払証明書の提出が義務づけられている」ということが分かる書類を必ず一緒にご提出ください。 それができない場合には受付できません。
Q7	・「銀行振込」のため、領収書がありません。どうしたらいいですか。 ・「ご利用明細書」を紛失してしまいました。どうしたらいいですか。	A7	銀行から「銀行振込明細書」を発行していただき、原本をご提出ください。 その際、下記項目が記載されているかご確認ください。 ・振込日 ・送金額および使用通貨 ・受取人の連絡先情報 ・送金者の連絡先情報 ※スクリーンショット不可
Q8	Web申込で領収書が出ない場合は、どうしたらいいですか。	A8	1回のみネットで領収書が出る場合があります。 ※出ない場合は、ご連絡ください。
Q9	Amazon ペイ等のQRコード決済で支払った場合、領収書が出ません。どうしたらいいですか。	A9	メールで領収書依頼をすると領収書が出ます。
Q10	電子（デジタル）領収書の場合、どうしたらいいですか。	A10	PDF化された領収書をダウンロードしていただき、印刷したものを提出ください。
Q11	電子納付（ペイジー<Pay-easy>による納付）のため、領収書が発行されませんでした。どうしたらいいですか。	A11	※ <領収書> A4を参照。

Q12	領収書の金額の中に講座教材費（テキストやDVD等）の送料が含まれていません。送料は対象ですか。	A12	対象となります。 例) キャリアカウンセラー養成講座 ・受講料 55,000円 ・送料 450円 合計金額 55,450円が補助対象金額となります。
Q13	領収書の金額の中に事務手数料が含まれています。事務手数料は対象ですか。	A13	対象となります。 例) 日商簿記検定2級 ・受験料 4,720円 ・事務手数料 550円 合計金額 5,270円が補助対象金額となります。
Q14	領収書の月謝金額の中に月会費が含まれています。月会費は対象ですか。	A14	対象となります。 例) 英会話NOVA月謝コース ・月謝 24,640円 ・月会費 1,100円 合計金額 25,740円が補助対象金額となります。
Q15	領収書の金額の中に安心サポート料（保険料）が含まれています。保険料は対象ですか。オプション契約の水素水・タオル等は対象ですか。	A15	保険料やオプション契約（任意契約）の内容は対象となりません。 例) ホットヨガLAVAフリーフルタイム 領収書：20,280円に対して ・月額料金 16,800円 ・運営管理費 480円 ・保険料 600円 ※対象外 ・水素水 1,200円 ※対象外 ・Rタオル 1,200円 ※対象外 合計金額 17,280円が補助対象金額となります。
Q16	領収書の宛名が【名字】（みょうじ）のみでも申請は可能ですか。	A16	申請を受けつけることが出来ません。 ※必ず、フルネームでの領収書の提出が必要となります。
Q17	受験票が領収書の代わりになりますか。	A17	領収書の代わりになりません。 但し、受験票が領収書を兼ねている場合は、領収書として受けつけます。
Q18	請求書・契約書が領収書の代わりになりますか。	A18	領収書の代わりになりません。 但し「請求書兼領収書」というように、領収書を兼ねている場合には、領収書として受けつけています。 申請の時には、その旨をフォームスにご記入ください。
Q19		A19	

<その他>

質問		回答	
Q1	自己啓発支援金（補助給付）の振込日は、いつになりますか。	A1	毎月20日を予定しております。 基本は、申請のあった月の翌月20日をお振込み予定としております。 （※不備等がなかった場合に限る）
Q2		A2	
Q3		A3	



<厚生労働省 教育訓練給付金>

質問		回答	
Q1	厚生労働省 教育訓練給付金制度と併用の場合の申請方法を教えてください。	A1	申請をフォームにて実施後、こちらから【 返還金明細書 】を送りますので、 ①領収書原本 ②資格・講座名と金額が掲載されている資料 ③ 返還金明細書 以上の資料を送付してください。 ※組合会計担当から振込完了後、領収書原本と 返還金明細書 を返送いたしますので、その書類を持ってハローワークへ厚生労働省教育訓練給付金をご申請ください。